

青森大学における研究の健全性・公正性及び公的研究費の取扱いに関する基本方針

青森大学（以下「本学」という。）では、研究の健全性・公正性及び科学研究費補助金等公的研究費の取扱いに関し、最高管理責任者である学長が自ら「競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和３年１２月１７日改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成１９年２月１５日（令和３年２月１日改正文部科学大臣決定）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成２６年８月２６日改正、文部科学大臣決定）」の趣旨及び規定される内容に基づき、本学における研究の健全性・公正性の確保及び適正な公的研究費の管理運営のため必要な規範・規程等を定め、体系的に不正防止に資する組織の構築及び必要な業務の運用等を総督する。また、最高管理責任者は研究費執行を含めた研究活動における不正根絶への強い決意をもって不正防止対策を実効性のあるものとするため、本学付属総合研究所所長を不正防止計画推進部署の責任者に任命し、本学の不正防止に係る規程、規則等の整備・管理・運用を統括させ（PDCA サイクル及びコンプライアンス教育資料の策定等を含む。）、事務局長を統括管理責任者に任命し、前掲の規程や規則等に基づく適切な公的研究費の運営・管理の実務を統括させ、コンプライアンス推進責任者（各学部は学部長、付属総合研究所は所長、その他の部署及び非常勤講師等は事務局長）を任命し、各部署におけるコンプライアンス教育を徹底するとともに、大学組織全体の不正防止対策を実効性のあるものとする適正な取り組みを担保する。適正な取組みは、１）科学研究費補助金等公的研究費の取扱いに関する責任体制の明確化、２）安全保障貿易管理体制を含めた適正な運営・管理の環境整備、３）不正要因の把握と不正防止計画の策定・実施、４）研究費の適正な運営・管理活動、５）情報発信・共有化の推進、６）適切なモニタリングの実施に係る必要事項等、７）配分機関である文部科学省からの通知・通達等への対処、８）不正があった場合の配分機関である文部科学省からの指示等への適切な応答を含む包括的対処等とする。更に、最高管理責任者は、本学において上記の取り組み等に基づいた適正な公的研究費の管理運営が実施されていることを確認し、その状況及び対処方策等に関して監事に説明し意見を求め、理事会における審議を主導する。

平成 19 年 11 月 14 日策定

平成 26 年 10 月 1 日改定

平成 27 年 2 月 16 日改定

令和 3 年 11 月 24 日改定

令和 4 年 2 月 24 日改定

令和 5 年 3 月 29 日改定

令和 7 年 6 月 25 日改定

最高管理責任者 青森大学学長 澁谷泰秀

青森大学不正防止計画推進部署要項

第1 この要項は、青森大学における研究の健全性・公正性及び公的研究費の取扱いに関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、青森大学研究の健全性・公正性及び科学研究費補助金等公的研究費取扱規程第2条の3に規定する、不正防止計画推進部署（以下「推進部署」という。）の組織及び業務について定める。

第2 推進部署の責任者に、学長が指名する副学長をもって充てる。

第3 推進部署の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副学長
- (2) 付属総合研究所所長
- (3) 学部長
- (4) 事務局長
- (5) 学長が指名する教職員

第4 推進部署は、不正行為の防止及び公的研究費等の適正執行のため、学長の監督の下、安全保障輸出管理統括責任者及びコンプライアンス推進責任者が中心となり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 責任体系の明確化
- (2) 安全保障貿易管理体制を含めた研究等の適正な運営・管理に関わる規程等を含む環境整備
- (3) 研究費の適正な運営・管理活動
- (4) 研究の情報発信・共有化を推進する体制の確立
- (5) モニタリング
- (6) 研究データの保存・開示に係る業務（担当者は推進部署長とする。）

第5 推進部署は、基本方針に基づき、大学全体の不正防止対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

第6 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に明確なものとするとともに、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容とし、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に必要な見直しを行う。

第7 業務を遂行するにあたり、必要に応じ、教職員の意見を聴取するものとする。

第8 推進部署の事務は、事務局が行う。

第9 この要項の改廃は、推進部署が審議し、学長が行う。

附 則

この要項は、平成27年2月16日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から改正施行する。

附 則

この要項は、令和4年3月16日から改正施行する。

附 則

この要項は、令和5年3月29日から改正施行する。

附 則

この要項は、令和7年6月25日から改正施行する。